

# 令和7年度茨木市東西軸社会実験等実施支援業務委託 仕様書案

この仕様書は、令和7年度茨木市東西軸社会実験等実施支援業務委託について、業務の内容及び受託者が遵守しなければならない仕様を示すものである。

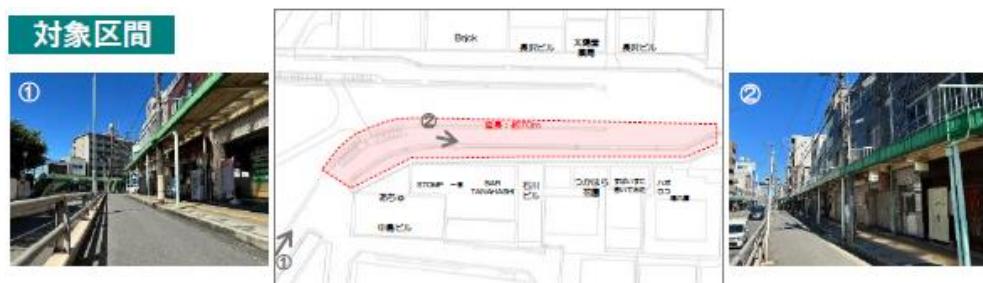
## 1 業務名

令和7年度茨木市東西軸社会実験等実施支援業務

## 2 業務の目的

ひと中心のまちなかの実現に向けて、将来の東西軸本線における空間再編を見据え、モデル区間（中央通りJR側道部分）において、沿道事業者など多様な主体との共創により“ひと中心の歩きやすく歩きたくなるような魅力的な空間”の検討を行うとともに、空間の可視化やその検証等を通じて、多くの主体の共感や実感を伴った空間の形成に結び付けていくことを目的とする。

モデル区間：茨木市駅前一丁目交差点南東側に位置する中央通りの側道部分とする。



## 3 業務委託の期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 4 委託する業務の内容

本業務を受託した事業者は、次の業務を行う。

### (1) モデル区間における魅力的な空間の検討

過年度市で実施した交通量調査結果等の資料を参考に、本業務の目的に沿った安全で魅力的な空間のあり方（方向性やイメージ図、平面・断面図など）を検討し、整理を行う。

### (2) 社会実験の企画・運営（社会実験は秋に1週間以上を想定）

#### ①社会実験の立案

(1)の検討内容や(3)の協議内容を踏まえて、社会実験の企画及び実施計画の立案を行い、実施計画書としてとりまとめる。

#### ②関係機関協議、申請補助

社会実験の実施に係る関係機関協議及び各種申請に関して、協議用資料の作成や関係機関協議で生じる指摘事項の検討、議事録の作成などの運営支援を行う。加えて、関係機関協議において、主要な議題として想定される東西軸（本線）の空間再編に伴う周辺交通の影響等について、過年度市で実施した交通量調査結果等の資料を活用して、検討・整理を行う。特に、主要な交差点部につ

いては需要率解析等を実施し、交通処理上の課題を可視化し、協議用資料に盛り込むものとする。

関係機関/申請先期間	主な協議/申請内容
茨木土木事務所（関係機関協議）	社会実験の内容に関する協議
茨木警察署/府警本部（関係機関協議）	交通規制に関する協議 安全対策に関する協議
茨木土木事務所（申請）	道路占用許可申請
茨木警察署（申請）	道路使用許可申請

### ③社会実験の運営・記録

実施計画書に則り、社会実験の運営を行う。必要な資機材の搬入、維持保管、搬出の対応や人員を適切に配置し、円滑に運営する。

また、市HPや各種説明資料など様々な媒体への掲載を念頭に、社会実験の様子を写真及び動画にて記録する。

### ④広報

社会実験の実施を周知するための広報活動を行う。様々な広報媒体を活用し、実施期間や実施場所、実施内容とそれに伴う交通規制の内容やイベント等の内容について、効果的な広報を行う。

### ⑤効果検証

交通規制による交通への影響や多様な主体との共創による空間づくりに対する意見、地域住民の受容性の変化等について、効果的な検証を行う。

### ⑥結果のとりまとめ

社会実験及び③の多様な主体との共創による空間形成に向けた協議について、結果を整理・分析した上でとりまとめ、その結果を市民にもわかりやすく表現した資料を作成する。また、社会実験の結果等から生じた課題への対応を反映した空間の図面（平面図、断面図等）の作成を行う。

## (3) 多様な主体との共創による空間形成に向けた協議

過年度の市の取組を踏まえた上で、共創による魅力的な空間形成の実現や機運の醸成につながる話し合いの場の構築や資料作成、進行・ファシリテーション支援、議事録やニュースレターの作成などの運営支援を行う。

[参考]過年度の市の取組（魅力的な空間形成に向けた沿道商店街の機運醸成の取組）

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/toshiseibi/toshiseisaku/menu/touzaijiku/StreetDesign/66038.html>

## (4) その他の業務

以下の項目については、本市と協議のうえ、必要に応じて実施する。

① 協議打ち合わせ（月1回程度を想定）

② 業務報告書作成

③ 受託者が提案する効果的な事項（独自提案）

※ただし提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

## 5 成果品

本業務の成果物として、次のものを提出する。納品にあたっては、市担当者と十分に協議することとし、紙媒体のほか電子データ（CD-R）でも納品すること。

- (1) 業務報告書（A4版） 3部
- (2) 業務報告書を記録した電子媒体 一式
- (3) その他、本業務により作成した資料 一式

## 6 守秘義務

受注者は、業務遂行により知り得た事項について、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。特に個人情報保護法については十分理解するとともに、個人データ等の漏洩を防ぐ対策を行うこと。

## 7 委託料の支払い

本業務の委託料は、全額を業務終了後に支払う。

## 8 その他遵守事項

- (1) 業務委託の実施にあたっては、関係法令や本市の条例、規則等を遵守すること。
- (2) 本業務により作成した資料一式は、全て委託者に帰属するものとする。
- (3) 本業務は「土木設計業務等の電子納品要領」に基づく電子成果品の対象といい。
- (4) 業務が完了し、又は契約期間が満了した後であっても、内部に不備・不完全な部分が発見された場合は、受託者の負担と責任で直ちに補正すること。
- (5) 本仕様書の記載事項及び本業務遂行上疑義が生じたときは、速やかに市と協議し、本業務に支障のないよう努めなければならない。
- (6) 本仕様書は、本業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記が無い事項については、市と協議の上、これを決定する。